

平成20年度 貸借対照表

(平成21年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金及び預貯金	11,163	保険契約準備金	156,347
現金	6	支払備金	1,879
預貯金	11,156	責任準備金	154,468
コールローン	2,106	代理店借	522
有価証券	146,606	再保険借	211
国債	60,980	その他負債	3,870
外国証券	24,752	未払法人税等	3
その他の証券	60,873	未払金	3,008
貸付金	1,287	未払費用	411
保険約款貸付	1,287	預り金	132
無形固定資産	0	金融派生商品	128
その他の無形固定資産	0	仮受金	186
代理店貸	23	特別法上の準備金	51
再保険貸	953	価格変動準備金	51
その他資産	1,116	負債の部 合計	161,003
未収金	526	(純資産の部)	
前払費用	87	資本金	47,500
未収収益	158	資本剰余金	26,500
預託金	319	資本準備金	26,500
仮払金	20	利益剰余金	71,465
その他の資産	3	その他利益剰余金	71,465
貸倒引当金	26	繰越利益剰余金	71,465
		株主資本合計	2,534
		その他有価証券評価差額金	306
		評価・換算差額等合計	306
		純資産の部 合計	2,228
資産の部合計	163,232	負債及び純資産の部合計	163,232

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券（現金及び預貯金のうち有価証券に準じるものを含む）の評価は、売買目的有価証券については時価法（売却原価の算定は移動平均法）、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号）に基づく責任準備金対応債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、

その他有価証券のうち時価のあるものについては3月末日の市場価格等に基づく時価法（売却原価の算定は移動平均法）、時価のないものについては移動平均法による原価法によっております。なお、その他有価証券の評価差額については外貨建債券に係る換算差額のうち時価の変動に係る換算差額以外の換算差額については為替差損益として処理しているほかは、全部純資産直入法により処理しております。
- (2) デリバティブ取引の評価は時価法によっております。
- (3) 有形固定資産の減価償却の方法は次の方法によっております。

< 建物 >

平成10年3月31日以前に取得したもの：旧定率法によっております。
平成10年4月1日から平成19年3月31日までに取得したもの：旧定額法によっております。
平成19年4月1日以降に取得したもの：定額法によっております。

< 建物以外 >

平成19年3月31日以前に取得したもの：旧定率法によっております。
平成19年4月1日以降に取得したもの：定率法によっております。

なお、その他の有形固定資産のうち取得価額が10万円以上20万円未満のものについては、3年間で均等償却を行っております。
- (4) 外貨建資産・負債は、決算日の為替相場により円換算しております。
- (5) 貸倒引当金は、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。破産、民事再生等、法的形式的な経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者（以下「実質破綻先」という）に対する債権については、債権額から担保の回収可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現状、経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という）に対する債権については、債権額から担保の回収可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を計上しておりますが、過去の一定期間における貸倒実績がない債権については、格付機関が公表しているデフォルト率を債権額に乗じた額を計上しております。すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。
- (6) 価格変動準備金は、保険業法第115条の規定に基づき算出した額を計上しております。
- (7) 消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。
- (8) 責任準備金は、保険業法第116条の規定に基づく準備金であり、保険料積立金については次の方式により計算しています。

標準責任準備金の対象契約については、金融庁長官が定める方式（平成8年大蔵省告示第48号）

標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式。ただし、特別勘定にかかる保険料積立金については、保険業法施行規則69条第4項3号に定める方式。

また、将来にわたっての健全性を確保するための追加責任準備金を平成22年3月期までの期間にわたり計画的に追加して積み立てております。

- (9) 無形固定資産に計上している自社利用のソフトウェアの減価償却方法は、利用可能期間に基づく定額法により行っております。
2. 貸付金のうち、破綻先債権、延滞債権、3ヵ月以上延滞債権及び貸付条件緩和債権の合計額は0百万円であります。なお、それぞれの内訳は以下のとおりであります。
- (1) 貸付金のうち、破綻先債権及び延滞債権はありません。
- なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸付金であります。
- また、延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金であります。
- (2) 貸付金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は0百万円であります。
- なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として3ヵ月以上延滞している貸付金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
- (3) 貸付金のうち、貸付条件緩和債権はありません。
- なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行ったもので、破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しない貸付金であります。
3. 保険業法第118条に規定する特別勘定の資産の額は45,778百万円であります。なお、負債の額も同額であります。
4. 関係会社に対する金銭債務の総額は3百万円であります。
5. 繰延税金資産はビジネスプランにおける今後の収支見通し及び税務上の繰越欠損金の額からみて、将来の税金負担額に影響を与えないと判断したため計上しておりません。繰延税金資産の発生の主な原因別内訳は、繰越欠損金14,706百万円であります。
6. 担保に供している資産及び担保に係る負債は次のとおりです。
- (4) 担保に供している資産の内容及びその金額
- | | |
|----|--------|
| 国債 | 298百万円 |
|----|--------|
- (5) 担保に係る債務の金額
- | | |
|------------------|-------|
| 生命保険契約者保護機構に係る債務 | 41百万円 |
|------------------|-------|
7. 再保険貸は、修正共同保険式再保険に係わる再保険貸924百万円を含んでおります。

8. 責任準備金には、修正共同保険式再保険に係わる預り責任準備金に対応する金額 1,703 百万円を含んでおります。
9. 保険業法施行規則第 73 条第 3 項において準用する同規則第 71 条第 1 項に規定する再保険を付した部分に相当する支払備金の金額は 25 百万円であります。
10. 1 株当たり純資産額は、1,505 円 65 銭であります。純資産の部の合計額を期末の発行済株式数で除して算定しております。
11. 外貨建資産の額は、2,069 百万円であります。(外貨額 20 百万米ドル)
外貨建負債の額は、3 百万円であります。(主な外貨額 0 百万香港ドル)
12. 保険業法第 259 条の規定に基づく生命保険契約者保護機構に対する当年度末における当社の今後の負担見積額は 288 百万円であります。
なお、当該負担金は拠出した年度の事業費として処理しております。
13. 責任準備金対応債券に係る貸借対照表計上額は 60,382 百万円、時価は 61,361 百万円であります。
なお、責任準備金対応債券のリスク管理方針の概要は以下の通りであります。
責任準備金対応債券の区分については、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 21 号)に基づき、個人保険のうち、医療保険、終身保険、養老保険、がん保険の小区分を設定しております。
それぞれの小区分における責任準備金と責任準備金対応債券のデュレーションを一定範囲内でマッチングさせることにより、金利変動リスクを管理しています。当該責任準備金の額ならびにデュレーションと、責任準備金対応債券の簿価ならびにデュレーションについては、リスク管理部門がモニタリングを行っております。この結果をもとに、投資委員会が責任準備金対応債券への資金配分ならびに目標デュレーションの見直しを四半期毎に行っております。
14. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

平成20年度 損益計算書

〔 平成20年4月 1日から
平成21年3月31日まで 〕

(単位：百万円)

科 目	金 額
経常収益	38,868
保険料等収入	35,615
保険料	32,679
再保険収入	2,935
資産運用収益	1,805
利息及び配当金等収入	1,294
預貯金利息	6
有価証券利息・配当金	1,254
貸付金利息	29
その他利息配当金	3
有価証券売却益	468
金融派生商品収益	43
その他経常収益	1,447
年金特約取扱受入金	86
保険金据置受入金	23
支払備金戻入額	25
責任準備金戻入額	1,300
その他の経常収益	12
経常費用	50,651
保険金等支払金	20,232
保険金	3,701
年金	91
給付金	1,085
解約返戻金	12,773
その他返戻金	145
再保険料	2,434
資産運用費用	22,332
支払利息	0
有価証券売却損	3,052
有価証券評価損	967
為替差損	78
貸倒引当金繰入額	5
その他運用費用	24
特別勘定資産運用損	18,203
事業費	7,900
その他経常費用	185
税金	185
その他の経常費用	0
経常損失	11,782
特別利益	0
固定資産等处分益	0
特別損失	442
減損損失	419
価格変動準備金繰入額	22
税引前当期純損失	12,225
法人税及び住民税	3
法人税等合計	3
当期純損失	12,228

1. 関係会社との取引による費用の総額は 25 百万円であります。
2. 有価証券売却益の主な内訳は、国債 427 百万円、株式投信 41 百万円であります。
3. 有価証券売却損の主な内訳は、株式投信 2,420 百万円、外貨建投信 625 百万円、国債 4 百万円
であります。
4. 有価証券評価損の内訳は、外国証券 967 百万円であります。
5. 金融派生商品収益には評価損が 212 百万円含まれております。
6. 1 株当たり当期純損失は 9,196 円 01 銭であります。算定上の基礎である当期純損失及び普通株式に係る当期純損失はともに 12,228 百万円、普通株式の期中平均株数は、1,329,807 株
あります。
7. 再保険収入には、修正共同保険式再保険に係わる出再保険事業費受入 953 百万円を含んでおり
ます。
8. 当事業年度における固定資産の減損損失に関する事項は、次のとおりであります。
 - (1) 資産をグルーピングした方法
保険営業等の用に供している固定資産について、保険営業全体で 1 つの資産グループと
しております。
 - (2) 減損損失の認識に至った経緯と減損損失の内訳
当面の保険料収入水準を前提に、保険営業に係る将来キャッシュフローによって帳簿価
額の回収が見込まれない資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額(419 百
万円)を減損損失として特別損失に計上しております。
 - (3) 回収可能価額の算定方法
回収可能価額は、資産グループの継続使用と使用後の処分によって見込まれる将来キャ
ッシュフローの現在価値により算定される使用価値により算定しております。
9. 金額記載単位未満を切り捨てて表示しております。